

# 令和7年度 事業計画

## I 基本方針

我が国の経済は、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

また、県内の景況については、個人消費は物価上昇の影響がみられるものの緩やかに回復しつつあり、生産活動は弱含んでいるほか、雇用情勢は持ち直しの動きに弱さがみられる。

社会福祉を取り巻く環境については、令和6年の出生数が約72万人と過去最低を更新し、急激な人口減少社会の要因とされる少子化、高齢化が進むなか、福祉現場における労働力不足、人材不足は深刻度が増しており、福祉ニーズの複雑化、多様化が急速に進んでいる。地域社会における社会福祉法人の果たす役割や期待はますます高まっており、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、より公益性の高い法人運営が求められている。

このような中、当事業団においては令和7年4月から3年間を計画期間とする「経営計画2025」（以下「経営計画」という。）を策定し、安定的かつ永続的な施設運営のための経営基盤の強化を図ることにより、四者満足（利用者満足・地域満足・職員満足・経営満足）を実現し、公益性と経済性のバランスのとれた法人経営を目指している。

令和7年度については、経営計画に掲げる推進目標等を踏まえ、鹿児島県社会福祉事業団基本理念（以下「事業団基本理念」という。）や経営理念の実現を目指すという基本的方向のもと、事業団を取り巻く環境や課題を踏まえ、4つの柱からなる経営方針に沿って掲げた推進目標に向けて、職員一丸となって取り組む。

### 1 質の高いサービスの提供

すべての職員が事業団基本理念に基づき同じ視点に立ち、利用者一人ひとりの人権を尊重し、個人の尊厳に配慮したきめ細やかなサービスと安全・安心な生活環境、利用環境を提供する。

また、昨年度実施した職員満足度調査結果の改善策等を検討し、職場環境の改善・充実を図り、職員の満足度を高めるとともに、利用者の満足度を高めていく。

### 2 地域福祉の推進

地域共生社会の実現に寄与するため、新たな自主事業の取組や地域における公益的な取組を推進するほか、様々な関係機関とのネットワークを強化し、包括的な支援体制の構築を推進する。また、地域住民からの信頼を得られるよう、地域の安全・安心への取組、積極的な情報発信に取り組むなど、地域の多様な福祉ニーズに対応した事業を展開する。

### 3 経営基盤の強化

安定的かつ永続的なサービスを提供することができるよう、職員一丸となって経営基盤の強化を図るとともに、社会福祉法など関係法令や事業団基本理念・職員倫理綱領、社会規範やモラル等を遵守した信頼性の高い法人経営を目指す。

### 4 人材の育成

総合的な人材育成計画に基づき、職員がやりがいと希望を持って働ける魅力ある職場づくりを実現するため、キャリアパス制度や勤務評価制度、教育研修制度を確立・推進していく。

また、職員の心の健康の保持増進のためEAP（従業員支援プログラム）を導入するなど、さらなる労働環境の向上に努め、人材の確保、定着、育成に向けた取組を強化する。

## Ⅱ 施設別事業計画

### 1 児童養護施設 仁風学園 定員 本体 30人 地域小規模 12人

#### (1) 質の高いサービスの提供

事業団基本理念をもとに、子ども一人ひとりの自己決定と選択を尊重しながら、子ども達が心身ともに健やかに養育され、継続的で安定した愛着関係が築かれるよう支援し、児童の家庭復帰や親子関係の再構築支援等を充実させる。

全国児童養護施設協議会がとりまとめた「今後の児童養護施設に求められるもの」を踏まえ、施設の高機能化及び多機能化を生かした施設運営を目指す。一時保護専用施設の運営においては、引き続き、緊急保護児童の受入れなど、児童相談所と連携し、事業の安定化を図っていく。また、国が示す一時保護ガイドラインを参考に、保護児童の権利を守り、心身ともに健やかにして、安全な生活を送れるよう努める。

施設の経営計画に沿った質の高いサービスを提供・維持するために、施設内サービス評価を行い、サービス内容の検証・改善、サービスの質の向上を図る。また、事業団危機管理指針に基づくリスクマネジメント体制を充実させるとともに、感染症予防対策、職員の安全衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設運営を目指す。

#### (2) 地域福祉の推進

地域の子育て世代を対象とした子育てサロンを開催し、地域のニーズに即した養育相談等に対応していく。また、地域子育て支援の拠点としての役割を推進するため、子育て短期支援事業を積極的に受け入れ、利用家族への相談・支援等の福祉サービスの提供に努める。

里親支援専門相談員を中心に、里親支援、里親育成、里親制度の普及啓発活動に取り組み、家庭的養護の推進を図る。また、引き続き、心理担当職員による里親家庭への訪問やレスパイト・ケアの受け入れなど、家庭養育を担う里親家庭の支援を図る。「親子支援事業」においては、市町村や児童相談所と連携し、地域の要支援家庭・特定妊婦・家庭復帰間もない家庭などを、通所または宿泊で受け入れ親子分離前の支援を行う。

#### (3) 経営基盤の強化

施設運営を長期的視野に立って進めていくために、措置費単価の見直しや物価高騰の推移、人件費増などの経営要因を把握し、月次試算分析表や四半期毎の増減分析を用いて経営意識の醸成を図るとともに、業務見直しや経費削減等を行い、施設の高率な管理運営と事業執行に努める。

新たな「鹿児島県社会的養育推進計画」の内容を見極め、当園の社会的養育推進計画の作成及び推進を図るとともに、関係機関と連携を図り、入所児童の確保、一時保護委託や子育て短期入所支援事業利用の受け入れを積極的に行う。

#### (4) 人材の育成

直接処遇職員においては、地域小規模児童養護施設・小規模グループケアに対応するために必要なスキルアップを目指し、事業団の教育研修実施規程によるOJTや職員個々に合わせた様々な外部研修等を通し、幅広い専門知識の習得や支援技術の向上に努め、人材の育成を図る。

また、コンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、業務の専門性を高めながら、処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上を図る。

## 2 児童養護施設 若葉学園 定員 80 人 うち小規模グループケア 6 人

### (1) 質の高いサービスの提供

事業団基本理念、施設の運営理念・方針をもとに、こども一人ひとりの思いを大切に、個々に応じた支援を実践するため、各関係機関、医療機関等と連携した個別支援の充実を図り、こどもが施設での養育やいとなみに「こちよさ」を感じられるよう養育の質と権利擁護の意識の向上に努める。

家庭養育優先原則に基づき「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう施設内の小規模グループケアの定員を 6 人（2 人減）とし、さらには施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画を具体的に推進する。

支援を必要とするこどもの健やかな育ちと地域の子育て家庭に寄り添えるよう様々な専門職がチームとなって施設退所後のこどもたちに寄り添い続け、地域の子育て支援の拠点として取り組みの充実を図る。

質の高いサービスを提供・維持するため、福祉サービス第三者評価結果のサービス内容の検証・改善、サービスの質の向上を図る。また事業団危機管理指針に基づくリスクマネジメント体制を充実させるとともに、感染症予防対策、安全衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設運営に努める。

### (2) 地域福祉の推進

地域子育て支援の拠点としての役割を推進するため、子育て短期支援事業や児童相談所からの一時保護委託を積極的に受け入れ、利用家族への相談・支援等福祉サービスの提供に努める。

地域における公益的取組として秋祭りを開催し、地域住民の参加をとおして児童養護施設や里親制度への理解を深めてもらうとともに地域の子育て世帯のニーズを把握し、各関係機関と連携しながら養育の困り感を抱えた方々へ施設の機能を提供できるよう努める。

里親支援専門相談機関として里親制度説明会の開催や里親の普及啓発活動、始良・霧島地域の里親サロン等里親家庭の支援の充実を図る。さらに各関係機関とのネットワークを利用した連携と SNS を活用した情報発信により地域福祉の推進に努める。

### (3) 経営基盤の強化

令和 7 年～11 年度の 5 年間で I 期とする県都道府県社会的養育推進計画が令和 7 年 3 月に策定されている。新たな計画の内容を見極め、各関係機関との連携、入所児童の確保、子育て短期支援事業や一時保護委託の積極的な受け入れに努めながら、小規模かつ地域分散化の推進に向けた今後の施設の運営・経営・収支バランスのあり方を検討する。

さらには、建物の大規模修繕施設整備後の施設の維持、機械設備・備品等の補修、更新を計画的に行うため、常に職員が経営努力を重ねるように努める。

### (4) 人材の育成

職員の資質向上のため、各職種、各専門職、各階層を対象とした外部研修で専門知識の習得を図るとともに、各職種、各階層の役割について、意識の向上と実践に努める。さらに、職員個々の面談等による職場定着と次代のリーダーの育成・強化を図る。

またコンサルテーションや外部講師を招いた職場内研修で、処遇の難しい子どもや発達に課題を抱えた子どもの支援のあり方、難しい児童へのより良い支援方法、人権意識、キャリア開発等を学び、ケア技術及び倫理観、モチベーション等の向上を図る。

併せて、メンタルヘルスケアを意識した職場内研修やストレスチェック、EAP 訪問型カウンセリング等を有効に活用した職場環境づくりに努める。

### 3 女性自立支援施設 定員 30 人

#### (1) 質の高いサービスの提供

利用者本人の意思を尊重し、信頼関係を構築しながら、困難な問題（DV・性暴力・貧困・家庭破綻・障害等）からの回復及び健康の回復への支援、日常生活支援を行うとともに、利用者の状況に応じて就労支援、就学支援、地域移行支援、アフターケア等の自立に向けた支援について個別支援計画を一緒に策定し、問題解決と自立への取組を支援する。複合的な問題解決に向けては「繋がる支援」を心がけ、支援調整会議への参加や関係機関との連携やネットワークを構築し、包括的な支援を行う。

身体面、精神面の健康に課題を抱えた利用者に対しては、看護師による身体面のケアや嘱託医等と連携した医療的支援等を行い、特に心理的課題を抱えた利用者に対しては、外部臨床心理士による専門的なケアを実施し、利用者の心身の健康の回復を図る。

同伴児童や若年女性の受入れに向けては、居室や必要な備品等の整備を行うとともに、利用者本人の心身のケアや関係機関と連携等について、支援のマニュアル化を図る。

利用者の権利擁護を常に意識し支援を行うため、職員一人ひとりが倫理意識を高く持ち、人間的向上に努め、権利侵害が起きていないか振り返りを行える体制を整える。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じてサービス内容の検証・改善を図り、サービスの質の向上に努める。

#### (2) 地域福祉の推進

県女性相談支援センターによる一時保護の委託先となっており、女性支援に関する地域の貴重な資源としての役割を果たす。また、県が実施する配偶者等からの暴力対策の啓発運動等に積極的に参加するとともに、県主催の支援調整会議において、女性支援の中核的機関としての施設の役割や機能について関係機関への周知と理解促進を図る。

地域で生活する退寮者を支えられるよう、退寮者へのアプローチを行い、電話相談や退寮者との交流会を開催するなど退寮者のアフターケアに取り組む。

#### (3) 経営基盤の強化

措置権のある県女性相談支援センターとの信頼関係構築と更なる連携強化を目指し、支援を必要とする女性を積極的に受け入れるため、年 2 回の連絡会議と月 1 回程度の利用者情報報告を継続する。

月次実績報告会議を活用し、収支分析の報告及び職員の経営意識の醸成を図りながら、業務の見直しや経費節減に努める。

新法施行後、国が発信する制度改正等の情報を注視し、施設で取り組める制度については情報を収集し、内容の把握検討に努める。

#### (4) 人材の育成

法人の「人材育成計画」に基づいた職員研修計画を作成し、必須研修（法令遵守、虐待防止、人権擁護等）を適正に実施し職員の資質向上に努める。また、高度な専門性を有する支援を行うための資質向上を目指して、様々な外部研修の受講や外部臨床心理士によるコンサルテーションを継続し、支援技術及び知識の取得に努める。

職員が支援を抱え込むことなくチームアプローチでの支援を意識できるよう、OJT を基本としたスーパービジョンの体制を整える。

人材確保と定着を図るため、職員個々との面談を通してコミュニケーションを深め、職員のスキルアップを奨励し、それぞれが自己能力を発揮し心身ともに健康でやりがいを持って働ける職場環境づくりに努める。

## 4 保育所 同胞保育園 定員 150 人

### (1) 質の高いサービスの提供

保育理念・保育目標に基づき一人ひとりの個性・感性を大切に、健やかな身体とやさしい心を養うための保育を行うとともに、安心・安全な保育環境の整備を行い、保護者及び各関係機関、地域とともに子どもの育ちを見守る支援の充実を図る。また、ICTを活用した連絡帳や日々の活動報告等保護者が更に園を利用しやすくなるよう充実を深める。

個別支援を要する子に対しては、外部の作業療法士等専門職の助言をもとに、個々の成長に合わせた保育の展開を図り、対応可能な個別支援を行う。また、新たに言語聴覚士による言語相談日を設け、保護者が気軽に相談しやすいように環境の充実を図る。

同胞学童クラブにおいては、今年度末の閉所に向けて、業務を円滑に行いながら引き続き充実した活動を提供していく。

福祉サービスについては、自己評価や利用者評価から見えてくる保護者のニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、子どもの人権が保障されるよう職員自らの保育を自己点検することにより、適切な保育を実践していき選ばれる保育園づくりに努めていく。

### (2) 地域福祉の推進

地域とのふれあいの場を設けることで、地域に愛される保育園をめざし、災害時の要援護者に対して求められる役割を積極的に果たすとともに、相互の協力体制の構築を図る。また、重層的支援体制事業の一環として、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体と連携の構築を図る。

地域子育て支援センターにおいては、新たな事業内容の実施や、地域の子育て家庭に対する相談支援を行うとともに、親子支援の充実を図る。また、インスタグラムを活用し、各種子育てに関する情報提供等を行い、育児不安等の解消を図る。

### (3) 経営基盤の強化

保育所の業務改善に取り組み、職場環境を整えることで保育士を確保し、待機児童受入を積極的に進めることにより、安定的なクラス運営及び施設運営に努める。

経営計画に基づく経営指標の目標値については、収支の現状を理解することにより経費節減に努め、全職員が職責に応じたコスト意識や経営意識を持ちながら業務遂行に努める。

### (4) 人材の育成

新任保育士の育成計画・マニュアルを活かし保育技術の習得に努める。

鹿児島市保育園協会主催の研修に積極的に参加し、職員のキャリアに応じたスキルアップに努め保育の展開に活かしていく。支援を要する子の増加に対応するため、外部講師によるグループワーク研修を取り入れ、個々の保育技術向上を図り、個別支援の充実を図る。

## 5 保育所 鹿児島みなみ保育園 定員 110 人

### (1) 質の高いサービスの提供

事業団基本理念、園の保育理念、保育所保育指針に基づき、心身ともに豊かで健やかに育つための保育内容、保育環境の充実を図るとともに、ICTの活用を進めることにより、保護者・保育者の負担を減らし、保護者が安心して子どもを託せる保育園を目指す。

また、不適切保育防止のため、計画的に虐待防止委員会を開催し、不適切保育を含めた保育のあり方について振り返りをする機会を設け、保育の質の向上を目指す。

子どもの保育環境の安全確保の観点からも、防災面については各種訓練を行うとともに、健康状態の把握に努めながら、感染症予防・食中毒予防のため、衛生意識の向上を図る。

新たに、主体性保育についても検討し、自分たちは大切な存在という自己肯定感の醸成や親子で性について話しをするきっかけ作りのため、助産師を招聘し、5歳児だけではなく、4歳児や保護者も対象として生命のはじまりやプライベートゾーンの講話、出産や赤ちゃん抱っこ体験等にも取り組む。

設備面等についても、子どもが安全・安心に保育園生活を送れるよう計画的に保育環境の整備を進め、利用者評価から見える保護者のニーズに沿ったサービスの提供に努め、選ばれる保育園づくりに努めていく。

### (2) 地域福祉の推進

地域の子育て世帯を対象として、子育てに関する不安感の緩和のため、子育て支援事業（にこにこランド）を実施する。

また、関係機関と連携しながら専門性を活かした保育を行い、保護者の育児不安の解消、児童虐待を未然に防ぐ取組に努めるとともに、地域に愛される保育園づくりを目指し、地域行事への参加、世代間交流の場の充実を図る。

### (3) 経営基盤の強化

関係機関との連携を密にして、入所児童の確保と特別保育事業（延長保育、一時預かり事業、障害児保育、療育支援）の充実を図り、経営の安定化に努める。

経営意識の醸成を図るため、月次分析を基に、施設の経営状況等を職員会議等で周知することで、入所児童の確保、業務の見直しや経費削減に努める。

会議等での資料について、パソコン、iPadで画面共有を行い、ペーパーレス化を進める。

安定的に保育士を確保するため、積極的に情報発信を行うとともに、職員が働きがいのある職場づくり、長く働いてもらえるよう離職防止に務める。

### (4) 人材の育成

個々を大切にしたい保育サービスを提供するため、事業団の教育研修実施規程によるOJTやキャリアアップ研修の受講を計画的に進める。また、職員個々に合わせた様々な外部研修等を通し、幅広い専門知識の習得や保育技術の向上に努め、人材の育成を図る。

不適切保育、施設内虐待等の防止のため、人権擁護やアンガーマネジメント等についても外部講師を招き、意識の醸成を図る。

また、幼児保育相談等を含め、外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、業務の専門性を高めながら、障害のある子どもや支援を要する子どもに対するケア技術の向上を図る。

## 6 地域子育て支援拠点事業 南部親子つどいの広場

### (1) 質の高いサービスの提供

鹿児島市の子ども・子育て支援施策の一端を担う事業として、南部保健センターと連携のもと、妊娠期から子育て中の親とその子どもが気軽に集い相互に交流する場の提供を行い、切れ目のない支援体制の構築に努める。

事業団の多種多様な福祉施設を有する専門性を活用し、専門的な講座及び相談を実施し、子育てに係る不安感の緩和、充実感が得られるよう支援するとともに、親子で楽しむイベント、講座等を行い、家族への支援強化を目指す。

また、必要に応じた地域情報の提供や社会資源に繋ぐ支援体制によって、未来を担う子どもたちの健やかな成長に寄与する。

### (2) 地域福祉の推進

南部保健センターや関係機関との連携を強化し、児童虐待防止対策や、地域で孤立化している親子、困窮する家族等へ配慮しながら、地域の実情を踏まえた情報共有や子育て力の向上と支援体制の充実を図る。

また、地域支援機能への強化として、引き続き鹿児島国際大学・鹿児島女子短期大学・高齢者福祉センターとのタイアップ事業の充実を図る。

近隣学校（鹿児島南高校・開陽高校・谷山中学校）についても、保育実習の一環として連携を図る。

さらに関係機関へ支援者講習会やイベントの参加を促し、子育て力を高められるよう連携を図る。

### (3) 経営基盤の強化

指定管理者として基本協定を誠実に履行し、鹿児島市との信頼関係を深めるとともに管理運営の適切な執行を行う。

利用者の多様なニーズに沿った事業内容の実施により、利用者の安定的利用と各種事業の充実を図る。

### (4) 人材の育成

職員研修規程に基づき計画的かつ効果的に研修参加できるよう努め、職務遂行に必要な地域子育て支援拠点事業所の支援者として資質を高めるためのオンライン研修や、県内で実施している専門研修に積極的に参加する。

鹿児島市が強化している利用者支援事業の資格取得を推進し、多様な子育て支援ニーズの知識、技術力向上に努める。

## 7 母子生活支援施設 定員 20 世帯

### (1) 質の高いサービスの提供

様々な課題を抱える母子世帯に対し、生活基盤の安定、就労支援、自立を目的とした退所支援からアフターケアという一連の過程において、継続した一貫性のある支援に努める。

利用世帯の安全・安心を確保するため、事件・事故の未然防止に努めるとともに、不審者等への対応について、警察や警備会社及び関係機関との連携を図る。

DVや虐待等の心理的課題を抱えた母子に対し、心理療法担当職員や外部臨床心理士等による専門的なケアを行い、心の安定を図りながら課題解決に向けた支援を行う。

個別対応職員を中心に、専門性を生かした細やかな支援に努めるとともに、環境を整えることにより、学習の習慣化を図る。また、学業不振児童や不登校児童について、学校や関係機関と連携し、児童にとってよりよい方向性の支援を探る。

自己評価の実施結果から、サービス内容の検証・改善の取組強化を図り、サービスの質の向上に努める。

### (2) 地域福祉の推進

地域の子育てサロンに職員を派遣し、地域の子育て世帯へ専門講座を実施するなど、地域福祉の増進に努める。

また、施設設備を活用した教養講座やふれあい交流会・講演会等を開催し、地域住民や地域在住の退所者、母子世帯、ひとり親世帯等との交流を深める。

自立支援担当職員を中心に、地域在住の退所者の相談窓口となり、定期的な状況確認や地域の関係機関への協力等を通じての支援や、情報提供等を行う。

各自治体の子育て短期支援事業（ショートステイ）や一時保護委託を受託し、サービスを必要とする世帯の積極的な受入れを行い、地域福祉の増進に務める。

### (3) 経営基盤の強化

利用者確保に向けて、各自治体や関係機関へ計画的な訪問を行い、施設や施設設備の状況及び専門的な支援の内容について理解の促進を図る、あわせて、引き続き入所者に対する支援の方向性について措置自治体と密に連携し、信頼と実績の確立と向上に努め、支援を必要とする母子の積極的な受入れに努める。

また、月次実績報告により分析を行うことで、職員の経営意識の向上に努め、効率的な管理運営や事業執行に努める。

### (4) 人材の育成

複雑化・多様化する利用者のニーズに的確に対応するため、業務で必要とされる法令の理解や利用者の特性を踏まえた支援技術の向上を図るために専門技術の充実・強化に努める。

また、外部心理専門家等を交えたコンサルテーションや専門家によるスキルアップ研修を実施し、支援技術の向上や専門知識の習得に努める。

併せて、施設内研修の充実とOJTによる援助技術の習得など、職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりのキャリアに合わせた研修への参加に努める。

## 8 障害者支援施設 ゆすの里 日中活動定員 80 人 施設入所定員 70 人

### (1) 質の高いサービスの提供

すべての障害者を対象とした障害者支援施設として、個別支援計画に基づき、個々の障害の特性に応じた理学療法、作業療法、言語・心理・認知療法など質の高いサービスの提供に努める。

また、様々な障害特性に対応できるよう専門性と支援スキルの向上を図り、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行う。

リハビリテーションを中心とした日中活動プログラムの充実を図るとともに、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労前プログラムを実践するなど、利用者の地域移行に向けた支援に努める。

防災訓練や消防設備の点検・整備、食中毒や感染症予防に必要な点検を定期的に行うなど、リスクマネジメント体制の強化を図り、安全・安心な生活環境づくりに努める。特定相談支援事業については、新たに令和 7 年度より障害児相談支援を開始することとし、利用者や家族等が希望するサービス提供が図られるよう市町村や関係機関等との連携強化に努める。

### (2) 地域福祉の推進

地域福祉の担い手の一員として、地域住民や関係機関・団体との相互協力のもと、地域のニーズを踏まえた「無料開放講座」を実施するなど、地域福祉の推進に貢献する。

地域のイベントに積極的に参加し、地域に根ざした施設を目指すとともに、実習生を積極的に受け入れ、次世代の福祉サービスに係る人材の研修・育成に取り組む。

### (3) 経営基盤の強化

当施設の認知度を高めるため、市町村、医療機関、相談支援事業所等関係機関への広報活動を積極的に展開するとともに、事業所説明会を実施して、入所者の確保、利用率の向上に努める。

広報活動やオープン見学会の開催を通じて、関係者とのつながりを強化し、新規利用者の掘り起こしに努める。

月次実績報告を活かして職員の事業コスト意識の醸成を図り、効果的・効率的な業務執行に努める。

### (4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、職場内研修等により、職員の資質と支援スキルの向上に努める。また、職員会議において、職場内研修の一環として、研修内容のフィードバックを図る。

障害種別に応じた専門的な支援技術の習得を図り、専門家の講話や助言を聞くコンサルティングの機会を設け、支援技術の向上を目指す。

「ゆすの里 人材育成の取組」に基づき、職種や経験に応じた研修計画を作成し、職員一人ひとりの支援スキルの向上や資格取得への支援を図り、仕事を通じて成長と達成を実感できる働きがいのある職場環境づくりに努める。

## 9 障害福祉サービス事業 リハステーションゆす 定員 20 人

### (1) 質の高いサービスの提供

高次脳機能障害者等の特性を踏まえた作業療法・認知療法等の基礎訓練や日常生活訓練、グループワーク、就労準備訓練を行い、社会参加の促進を図る。

生活介護・生活訓練ともに、利用者の障害特性や個人のニーズに応じて、地域での生活がより充実したものになるよう、関係機関との一層の連携強化を図りながら、個々の障害特性やニーズに応じたきめ細かな支援に努める。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

### (2) 地域福祉の推進

高次脳機能障害者を主たる対象とした通所型障害福祉サービス事業所として、相談支援事業所、医療機関、行政機関、特別支援学校等と連携を密にし、高次脳機能障害者に対する支援の必要性や重要性を発信する。

### (3) 経営基盤の強化

医療機関、相談支援事業所、高次脳機能障害者支援センター、地域包括支援センター、特別支援学校等の関係機関との連携強化や積極的な情報発信を行い、新規利用者の確保に努める。

経営の安定を図るため、施設の経営状況を全職員で共有し、収支の改善に向けた取組を推進するとともに、業務の見直しや経費節減の徹底に務める。

施設の強みや専門性をアピールするため、施設開放を行い積極的に施設見学や施設体験を受け入れる。

### (4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、所内勉強会等により、職員の資質向上を図る。併せて、多様な障害に対応できる支援スキルの向上を図るため、各種専門研修に積極的に参加する。

コンサルテーションを活用した支援技術の向上や資格取得への支援を図り、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

10 障害者支援施設 川内自興園 定員 日中活動 136 人 施設入所 100 人  
共同生活援助 30 人

(1) 質の高いサービスの提供

事業団基本理念や職員倫理綱領、川内自興園職員行動規範に基づき、利用者一人ひとりの人格を尊重し、個々のおもいと障害特性に配慮した個別支援の充実を図る。

生活介護においては、利用者が生き生きと目的を持って参加することができるよう、生産活動の機会を増やす等、支援プログラムの充実を図る。

自立訓練、就労移行支援については利用者がそれぞれの目的を持って前向きに訓練に取り組むことができるよう支援内容の充実を図る。

10 月から制度が始まる「就労選択支援」について指定申請を行い、客観的な立場で就労選択に係るアセスメントができるような体制を構築する。

就労継続支援B型については消費者のニーズに合わせた製品作りや販路拡大を通じて工賃向上のための取組を強化するとともに利用者の作業環境の整備を行う。

川内ひまわりホーム（共同生活援助）においては、個々のニーズに応じて一般就労や福祉サービスを選択できるような支援を行うとともに自立を側面から支え、地域移行に向けた取組を推進する。

施設内サービス評価や虐待防止に係るセルフチェックを実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の改善や虐待防止に関する取組を徹底する。

(2) 地域福祉の推進

地域の福祉・就労・医療等の機関との連携を図りながら地域のニーズを的確に把握し、通所事業や短期入所等のサービスを通じて地域福祉の推進に努める。

地域における公益的な取組として、地域住民の参加を通じた地域とのつながりの強化に資するため、地域住民参加による「川内自興園コミュニティ講座」の充実を図る。

ホームページや年4回発行する季刊紙を活用し、積極的な情報発信に努める。

(3) 経営基盤の強化

四半期毎の経営状況を全職員で共有し、利用者確保の重要性について理解を深めるとともに適切な予算執行を行い、経常収支の黒字化を目指す。

建物の老朽化が著しい川内ひまわりホームについては、今後の施設整備について運営のあり方も含めた検討を開始する。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき職場内研修の充実を図るほか、各種専門的研修への参加機会を確保するとともにコンサルテーションを実施し、様々な障害特性に対応できる専門性と支援スキルの向上を図る。

人材確保と定着を図ることを目的として、充実した福利厚生を活用するとともにキャリアアップのための資格取得を推奨し、職員が心身ともに健康でやりがいと希望を持って笑顔で働けるような魅力ある職場づくりを目指す。

## 11 障害児通所支援事業 チャイルドクラブあおぞら 定員 10 人

### (1) 質の高いサービスの提供

事業団基本理念・職員倫理綱領を念頭に、障害児支援利用計画に基づき、学校の終了後または休業日において、学校や家庭とは異なる時間、空間、体験等を通じて個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、障害のある子どもの健全な育成を図る。

子どもの発達過程や特性を理解した上で一人ひとりの状態に即した質の高いサービスを提供するため、5 領域を含めた総合的な支援を実施するとともに、作業療法士を増員し、支援の充実を図る。また、理学療法士や言語聴覚士による療育指導や保護者相談会を実施する。

個別支援会議、サービス担当者会議を定期的に行い、本人や家族の思いを受け止め、各関係の事業所や学校との密な連携を図りつつ、個々のニーズに応じたサービスの提供を行う。

### (2) 地域福祉の推進

川内自興園の多機能事業所の専門性を活かし、地域の子どもたちを含む家族との交流の場を提供し、地域とのつながりを大切にできるような取り組みを行う。

薩摩川内市自立支援協議会子ども部会への参加をはじめ、学校や相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、地域の障害児のニーズを把握するとともに、薩摩川内市福祉計画を踏まえ、地域福祉に貢献できる障害児通所支援事業所としてあり方を検討する。

### (3) 経営基盤の強化

経営計画に基づく経営指標の目標を全職員で共有し、経営意識の向上を図りながら収支バランスの取れた施設運営に努める。

地域の行政機関をはじめ、各関係機関との情報共有を図り、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、相談支援事業所、特別支援学校、近隣保育所等への広報活動と情報発信を行い、見学者を積極的に受入れ、利用者の確保に努める。

障害福祉に係る制度改正等の動向を常に注視し、情報の収集や分析を行う。

### (4) 人材の育成

全ての職員が質の高いサービスを提供できるよう、資質向上を図る。特に専門的な研修やOJT強化を図り、個々の職員のスキルの向上を図る。

人材確保と定着を図ることを目的として、充実した福利厚生制度の活用を図るとともにキャリアアップのための資格取得を奨励し、職員が心身ともに健康で笑顔で働きやすい魅力ある職場づくりを目指す。

## 12 かごしま障害者就業・生活支援センター

### (1) 質の高いサービスの提供

就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、障害者からの相談に丁寧に応じるとともに、障害者の就職後の雇用管理に係る助言を事業主に対して行うほか、障害者に対して障害者職業センターや事業主により行われる職業準備訓練や現場実習等のあっせんを行う。

障害者雇用に初めて取り組む事業所に対し、公共職業安定所と連携を図りながら各種制度及び助成金の説明、情報提供を行い、企業が障害者雇用に対して不安を感じないように支援を行うとともに、雇用体験を実施することにより、雇用の場の拡大を図る。

社会全体が高齢化していくに伴い、事業主から中高年齢者等の障害者を継続して雇用する中で生じる様々な課題について、セミナーや相談支援など必要な支援を行う。

在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携して職場への定着状況を把握し、エンパワーを引き出す支援を実施するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、安定した職業生活を送ることができるよう支援する。

就業支援と同時に、他機関との連携により役割分担を行いながら、地域社会で生活する上でのライフワークバランスに応じた生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への必要な支援を提供する。

センターに関する周知を図り、適正な運営のための相談者の確保に努めるとともに、地域の就労定着支援事業所との連携を図り、就労定着支援の充実を図る。

### (2) 地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催するとともに情報収集・発信を行い、支援の充実・強化を図る。

また、地域における就労支援の推進を図るため、就労支援セミナーや巡回相談等を実施する。

### (3) 経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行に努めるとともに、センター運営実績評価における課題解決に努め、信頼されるセンター運営を行う。

### (4) 人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施する上で必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外での専門研修や、オンライン研修を含めた職員研修を充実させ、支援員の専門性の強化を図る。

## 13 ほくさつ障害者就業・生活支援センター

### (1) 質の高いサービスの提供

就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、障害者からの相談に丁寧に応じるとともに、障害者の就職後の雇用管理に係る助言を事業主に対して行うほか、障害者に対して障害者職業センターや事業主により行われる職業準備訓練や現場実習等のあっせんを行う。

障害者雇用に初めて取り組む事業所に対し、公共職業安定所と連携を図りながら各種制度及び助成金の説明、情報提供を行い、企業が障害者雇用に対して不安を感じないように支援を行うとともに、雇用体験を実施することにより、雇用の場の拡大を図る。

社会全体が高齢化していくに伴い、事業主から中高年齢者等の障害者を継続して雇用する中で生じる様々な課題について、セミナーや相談支援など必要な支援を行う。

在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携して職場への定着状況を把握し、エンパワーを引き出す支援を実施するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、安定した職業生活を送ることができるよう支援する。

就業支援と同時に、他機関との連携により役割分担を行いながら、地域社会で生活する上でのライフワークバランスに応じた生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への必要な支援を提供する。

センターに関する周知を図り、適正な運営のための相談者の確保に務めるとともに、地域の就労定着支援事業所との連携を図り、就労定着支援の充実を図る。

### (2) 地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催するとともに情報収集・発信を行い、支援の充実・強化を図る。

また、地域における就労支援の推進を図るため、就労支援セミナーや巡回相談等を実施する。

### (3) 経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行に努めるとともに、センター運営実績評価における課題解決に努め、信頼されるセンター運営を行う。

### (4) 人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施する上で必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外での専門研修や、オンライン研修を含めた職員研修を充実させ、支援員の専門性の強化を図る。